

固定資産評価審査申出書記載注意事項

- 1 審査申出書は、資産（土地、家屋、償却資産）ごとに正副2通作成し提出してください。
- 2 記載事項が多くて、本書に書き入れることができない場合は、別紙を用いてください。
- 3 審査申出人が法人その他社団もしくは財団の代表者又は管理人（以下「代表者等」という。）である場合は、審査申出人欄にその名称及び主たる事務所の所在地並びに代表者等の住所及び氏名を記入し、資格証明書（商業登記簿謄本等）を添付してください。
- 4 審査の申出に係る固定資産の欄には、下記に掲げる該当事項（課税台帳に登録された事項並びに審査申出人が審査委員会に対して決定を求めようとする結論価格）について記入してください。
 - (1) 土地の場合 所在、地番、地目、地積、価格
 - (2) 家屋の場合 所在地、家屋番号、種類、構造、床面積、価格
 - (3) 償却資産の場合 所在、種類、数量、価格
- 5 審査申出の趣旨及び理由欄には、審査申出人が審査委員会に対してその求めるべき決定の結論並びに審査を請求するに至った理由及び申出価格についての算出の基礎を具体的に記入してください。
- 6 口頭による意見陳述を求める欄には、いずれかに○を付けてください。
- 7 審査の参考資料、証拠書類等の添付書類がある場合は、添付書類欄に記入してください。
- 8 法定代理人が審査の申出をする場合は、必ず住所、氏名を記入のうえ、代理権を証する書類を添付してください。
- 9 記載事項に不備な点がある場合は、受理されないことがありますのでご注意ください。
- 10 審査申出期間は、固定資産課税台帳に価格を登録した旨を市長が公示した日から納税通知書の交付を受けた日の翌日から起算して3か月を経過する日までの間です。
期間を過ぎてからは、受理できませんのでご注意ください。

米子市固定資産評価審査委員会（監査委員事務局内）

電話 2 3 - 5 3 1 6